

野外焼却(野焼き)はやめましょう！

野外焼却(いわゆる野焼き)は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2」により、一部の例外を除いて禁止されています。少量であっても、家庭から出るごみ(紙類や剪定枝などの廃棄物)をドラム缶やブロック囲いを利用したり、地面に穴を掘ったりして焼却をしてはいけません。

例外となるもの：

- ・ 焼畑や畔の草の焼却(農業・林業で必要な場合)
- ・ しめ縄や門松などを焚く(左義長、どんと焼き)、卒塔婆の供養焼却
- ・ 国または地方公共団体が施設管理に必要と判断した場合
- ・ 震災や風水害、その他災害の予防・応急対策または復旧に必要な場合

上記のように、例外的に野焼きが認められる場合であっても、発生する煙や灰などが悪臭や大気汚染の原因となるため、他人の迷惑にならないようにしなければなりません。また、場合によっては火災に繋がる恐れもあり、近隣住民にとって様々な被害や心配をかけることとなります。良好な生活環境を維持するため、廃棄物は適切に処理し、野焼きは行わないようにしましょう。



☎ 住民環境課 ☎32-1104



ごみの量を減らすために自分たちでできることから始めましょう。食べ残しをしないなど一人ひとりが「食品ロス」をなくすことで、ごみを減らすことができます。※「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。

料理を作り過ぎて食べることができなかったことや、冷蔵庫に入れたまま賞味(消費)期限が過ぎてしまった経験はありませんか？消費者庁の報告によると、一人当たりにおける年間の食品ロスは45kgであり、これは毎日お茶碗一杯分(約123g)の食べものを廃棄していることとなり、いかに食品ロスが多いのかがわかります。

生ごみはこんなにたくさん出ています

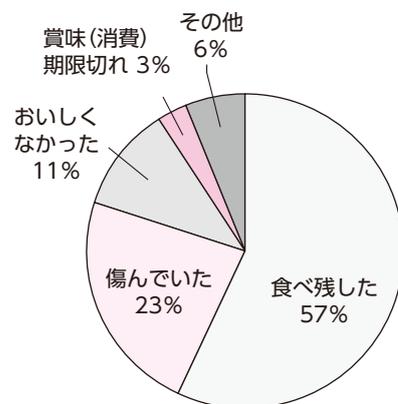
日本では、まだ食べられる食品が1年間で約464万トンも廃棄されています。これは飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧支援量(約440万トン)に相当します。また、日本の1年間におけるお米の生産量は約725万トンなので、いかに食品ロスが多いのかわかります。

食品ロスをなくすために

家庭から発生する食品ロスを減らしていくために、以下のように心がけましょう。

- ・ 買い物をする前に冷蔵庫をチェックする。
- ・ 空腹時に買い物をしない。
- ・ すぐに食べるつものものは、棚の手前から購入する。(賞味(消費)期限切れによるスーパーでの食品ロスを減らすことに協力する)
- ・ 期間限定や特売セールなどの売り文句によるまとめ買いに注意する。
- ・ 食材を使い切る工夫をする。
- ・ 残り物は別の料理へアレンジするなどして食べる。
- ・ 残さずに食べる。作り過ぎない・食べられるだけの量にする。
- ・ 備蓄食料は食べられるうちに新しいものと入れ替える。

食品ロスの理由



今一度、生活を見直し、物を大切に、最後まで使い切るなどを意識し、実行しましょう。地球環境の問題について、なんとなくまだ大丈夫と甘く考えていると、その積み重ねがこの危機的状況を深刻化させていきます。ごみの減量に取り組み、次の世代のために住みやすい地球を守っていきましょう。

☎ 生活と環境を考える会 ☎32-2386
住民環境課 ☎32-1104